

\*\*\*\*\*家畜保健衛生所たより（令和3年度第19号）\*\*\*\*\*

【家きんを飼養されている皆様へ】

～（ご案内）家畜防疫互助事業について～

高病原性鳥インフルエンザについては、昨年度18県52事例の飼養家きんにおける発生が確認され、計987万羽を殺処分する過去最大の発生となりました。今年度も本格的な渡り鳥の飛来シーズンを迎えるにあたり、厳重な警戒が必要です。

家畜防疫互助基金支援事業は、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザが万が一発生した場合、安心して経営を維持・継続することができるように、生産者が自ら積み立てを行い、発生農場が経営再開までに必要な経費等を相互に支援する仕組みに国（独）農畜産業振興機構が補助するものです。加入されていない生産者様におかれましては、万が一の発生に備え、積極的に御検討いただきますようお願いいたします。

※ご参考（農林水産省 HP）

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/attach/pdf/shien\\_taisaku-62.pdf](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/attach/pdf/shien_taisaku-62.pdf)

令和3年10月25日

山梨県東部家畜保健衛生所

万一の高病原性鳥インフルエンザ等の発生に備えて

# 家畜防疫互助事業 にご参加を！



## 養鶏・その他家きん農家の皆様へ

この事業は、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザが万一発生した場合、安心して経営を維持・継続することができるように、生産者が自ら積み立てを行い、発生農場が経営再開までに必要な経費等を相互に支援する仕組みに国((独)農畜産業振興機構)が補助を行う事業です。

**早めに参加して経営に安心を!!**

一般社団法人 日本養鶏協会

〒104-0033 東京都中央区新川2-6-16 馬事畜産会館内

TEL(03)3297-5515

FAX(03)3297-5519

## 事業のポイント

- 国内の鶏、うずら、あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥及びだちょう(以下、鶏及びその他家きん)を飼育する生産者の方は、どなたでも事業に参加できます。ただし、契約締結時点で家畜伝染病予防法に基づき、移動制限等が実施されている区域の生産者は加入できません。
- 加入者は、家畜伝染病予防法第12条の3に基づき、家畜の所有者として、飼養衛生管理基準の遵守が必要となります。
- この事業の対象となる家畜伝染病は、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ(以下、高病原性鳥インフルエンザ等)です。
- 事業実施期間は令和3年度～5年度までの3年間です。
- 生産者が納付した生産者積立金は、鶏及びその他家きん生産者基金で管理します。疾病が発生し、互助金を交付する場合は、鶏及びその他家きん生産者基金から交付されます。

### 生産者積立金の単価

国内外の高病原性鳥インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、基金規模を拡充するため、単価を見直しました。鶏及びその他家きんの種類ごとの生産者積立金の単価は次のとおりです。

|        |          |       |      |
|--------|----------|-------|------|
| 鶏(家族型) | 採卵鶏(成鶏)  | 1羽当たり | 8円   |
|        | 採卵鶏(育成鶏) | 1羽当たり | 4円   |
|        | 肉用鶏      | 1羽当たり | 0.3円 |
|        | 種 鶏(成鶏)  | 1羽当たり | 11円  |
|        | 種 鶏(育成鶏) | 1羽当たり | 5円   |
| 鶏(企業型) | 採卵鶏(成鶏)  | 1羽当たり | 10円  |
|        | 採卵鶏(育成鶏) | 1羽当たり | 5円   |
|        | 肉用鶏      | 1羽当たり | 0.4円 |
|        | 種 鶏(成鶏)  | 1羽当たり | 14円  |
|        | 種 鶏(育成鶏) | 1羽当たり | 6.5円 |
| うずら    | 5羽当たり    | 7.5円  |      |
| あひる    | 1羽当たり    | 2円    |      |
| きじ     | 1羽当たり    | 2円    |      |
| ほろほろ鳥  | 1羽当たり    | 2円    |      |
| 七面鳥    | 1羽当たり    | 2円    |      |
| だちょう   | 1羽当たり    | 190円  |      |

(成鶏：120日齢超 育成鶏：120日齢以下)

## 鶏の企業型について

- 企業型については、伝染病発生後も雇用が確保されることを主旨としていることから、加入時に雇用実態があり、かつ、発生から経営再開まで一定の雇用が維持されることを加入条件としています。
- 企業型については、常時雇用する従業員（生計を一にする者を除く）の数が1人以上の事業主又は会社が加入できます。
- 企業型の加入条件に該当する場合であっても、家族型としての加入は可能です。
- 企業型の互助金交付時には、雇用実態を書面により確認します。（交付時の雇用実態の確認により、企業型の要件を満たしていないことが判明した場合には、家族型の互助金が交付されます。）
- 事業参加者は、事業実施期間において、同一年度内に1回に限り、契約区分（家族型、企業型）を変更することができます。

## 生産者積立金の納付

- 加入時に納付する生産者積立金の額は、契約羽数に生産者積立金の単価を乗じて求めます。
- 高病原性鳥インフルエンザ等が発生して生産者積立金が枯渇し、財源不足に陥った場合は、追加負担割合（（独）農畜産業振興機構理事長が別に定めます。）に基づく額の納付（追加納付）が必要となる場合があります。

## 契約羽数

- 互助金は、契約羽数を上限として支払われるため、事業実施期間（令和3年度から5年度）における契約農場ごとに飼養が見込まれる羽数で契約してください。（複数の農場で飼養している場合は、農場ごとに見込まれる飼養羽数を記載してください。）
- 契約羽数は、毎年度見直しを行うことができます。ただし、契約羽数を減らしてもその分の生産者積立金は3年間の事業終了後の残額確定時まで返還されません。

## 契約の効力

- 契約の効力は、交付契約締結日から生じ、令和6年3月31日まで継続されます。（詳細は、「家畜防疫互助金交付契約申込書兼同意書をご覧ください。」）

## 互助金の交付

- 経営支援互助金は、鶏及びその他家きんの種類ごとの交付単価及び契約羽数を上限として、殺処分羽数又は導入計画羽数のいずれか少ない羽数に基づき、交付されます。
- 焼却・埋却等互助金は、80円(だちょうの場合3,520円)を互助金交付上限単価とし、実際に焼却・埋却等に要した経費の9割相当額から家畜伝染病予防法に基づく焼却・埋却に対する交付金を差し引いた額を対象に支払われます。なお、経営再開の有無にかかわらず支払われます。
- 互助金交付認定委員会において、互助金交付額を認定した上で、互助金が支払われます。ただし、早期通報や飼養衛生管理基準の遵守を怠る等法令に違反した場合には互助金が支払われない場合や減額される場合があります。

## 互助金の種類とその単価

### 経営支援互助金

契約対象農場において、該当農場の経営を再開する場合に、家畜の導入を完了するまでに要する空舎部分の固定経費等を支援

### 焼却・埋却等互助金

殺処分した鶏及びその他家きんを焼却・埋却等するために、生産者自ら負担したその経費を支援

互助金の種類と交付単価は次のとおりです(1羽当たり:上限)

| 家畜の種類  |          | 経営支援互助金 | 焼却・埋却等互助金 |  |
|--------|----------|---------|-----------|--|
| 鶏(家族型) | 採卵鶏(成鶏)  | 810円    | 80円       |  |
|        | 採卵鶏(育成鶏) | 380円    |           |  |
|        | 肉用鶏      | 30円     |           |  |
|        | 種 鶏(成鶏)  | 1,100円  |           |  |
|        | 種 鶏(育成鶏) | 510円    |           |  |
| 鶏(企業型) | 採卵鶏(成鶏)  | 970円    |           |  |
|        | 採卵鶏(育成鶏) | 450円    |           |  |
|        | 肉用鶏      | 35円     |           |  |
|        | 種 鶏(成鶏)  | 1,340円  |           |  |
|        | 種 鶏(育成鶏) | 620円    |           |  |
| うずら    |          | 200円    |           |  |
| あひる    |          | 320円    |           |  |
| きじ     |          | 320円    |           |  |
| ほろほろ鳥  |          | 320円    |           |  |
| 七面鳥    |          | 320円    |           |  |
| だちょう   |          | 31,900円 | 3,520円    |  |

(成鶏：120日齢超 育成鶏：120日齢以下)

## 加入手続き

- 加入を希望する生産者(以下、加入申込者)は、「家畜防疫互助基金交付契約申込書兼同意書」及び「家畜防疫互助金交付契約書」を(一社)日本養鶏協会又は事務代行先、道府県養鶏協会等(以下、養鶏協会等)に提出します。
- 申込みを受けた(一社)日本養鶏協会は、交付契約を締結し、生産者積立金の支払いを請求します。
- 加入申込者は、(一社)日本養鶏協会が指定する口座に生産者積立金等を納付します。

## 1戸当たりの積立金は？

| 鶏の家族型        | 区分            | 積立単価  | ×             | 羽数       | =        | 積立金合計      |
|--------------|---------------|-------|---------------|----------|----------|------------|
| 飼養羽数:2万羽の場合  | 採卵鶏(成鶏120日齢超) | 8.0円  | ×             | 20,000羽  | =        | 160,000円   |
|              | 肉用鶏           | 0.3円  | ×             | 20,000羽  | =        | 6,000円     |
| 鶏の企業型        | 区分            | 積立単価  | ×             | 羽数       | =        | 積立金合計      |
| 飼養羽数:40万羽の場合 | 採卵鶏(成鶏120日齢超) | 10.0円 | ×             | 400,000羽 | =        | 4,000,000円 |
|              | 肉用鶏           | 0.4円  | ×             | 400,000羽 | =        | 160,000円   |
| うずら          | 積立金単価(5羽当たり)  | ×     | 羽数            | =        | 積立金合計    |            |
| 飼養羽数:10万羽の場合 | 7.5円          | ×     | (100,000羽÷5羽) | =        | 150,000円 |            |
| あひる          | 積立金単価(1羽当たり)  | ×     | 羽数            | =        | 積立金合計    |            |
| 飼養羽数:1万羽の場合  | 2.0円          | ×     | 10,000羽       | =        | 20,000円  |            |

※積立金合計に別途業務運営事務手数料(4%)の納付が必要となります。

## 生産者積立金の納税時の取扱い

- (一社)日本養鶏協会に納付した生産者積立金は「仮払金」として、また、手数料は経費として処理してください。
- 事業実施期間終了時において基金に残額が生じた場合には返戻しますので、仮払金と返戻金との差額は「経費」として処理してください。

## 残高証明書について

- 生産者積立金は、家畜防疫互助基金としてプール管理になっているため、積立者個々の残高証明書を発行することはできません。



## その他 契約後の変更について



| 契約内容の変更  | 協会への提出書類  | 注意事項   |
|--|---|--|
| <b>契約区分変更</b><br>・家族型⇒企業型<br>・企業型⇒家族型  | ①様式6②様式3③様式3に添付すべき書類<br>①様式6  | ※企業型(生計を一にする者を除く)<br>※差額課金又は返金有                |
| <b>契約対象羽数変更</b><br>・増羽、羽数移動のみ  | ①様式7②別紙 農場別内訳   | ※増羽分徴収有  |
| <b>契約事項変更</b><br>・住所<br>・法人名称・氏名(代表者)<br>・農場名・農場住所<br>・業務委託先<br>・取引先金融機関<br>・支店等名<br>・口座種別<br>・口座番号<br>・口座名義 | ①様式8<br>②印鑑登録証明書等(変更後)<br>③履歴事項全部証明書(法人)<br>④住民票(住所変更の場合のみ)<br>★人格変更(親⇄子、法人⇄個人)の場合<br>①様式8<br>②印鑑登録証明書等(変更後)<br>③履歴事項全部証明書(法人)<br>④様式10 | ※変更する項目のみ記入<br><br>※契約者が他界した場合の契約事項変更はお問合せ下さい。 |
| <b>契約承継</b>  | ①様式9／別紙<br>②様式10<br>③印鑑登録証明書等(変更後)<br>④履歴事項全部証明書(法人)他   | ※譲受者は既加入者、<br>又は新規にて契約番号を取得<br>(新規契約)          |

注1)書類の修正については、二重線を引いてその上に押印。 ※修正液または修正テープの使用不可。

注2)添付する「印鑑登録証明書」「履歴事項全部証明書」「住民票」他、原本の提出をお願い致します。

注3)その他ご不明な点がございましたら、事前にお問い合わせお願いします。

### <協会への提出書類の様式>

様式 3 : 従業員の雇用に関する申告書

様式 5 : 家畜防疫互助金交付契約に係る事務代行先届

様式 6 : 契約区分変更申請書

様式 7 : 契約対象羽数変更申請書

様式 8 : 契約事項変更申請書

様式 9 : 契約承継申請書

様式10 : 経営譲渡合意書

※協会への提出書類の様式等についてはホームページより印刷して下さい。

一般社団法人 日本養鶏協会 <https://www.jpa.or.jp>

(Memo)